

入 札 公 告

建設コンサルタント業務の委託契約について、総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告します。

なお、この業務は、低入札価格調査制度の対象となる業務です。

令和8年7月7日

奈良県知事 山下 真

第1 競争入札に付する事項等

- | | | |
|----|-----------|---|
| 1 | 業 務 名 | 令和8年度三宅町県有地活用造成計画等策定業務委託 |
| | 業 務 番 号 | 大和構ス第21号 |
| 2 | 業 務 場 所 | 磯城郡三宅町石見地内 |
| 3 | 業 務 概 要 | 本業務は、「三宅町県有地活用基本構想」の検討内容を具現化するため、「令和7年度三宅町県有地活用基本計画等策定業務委託」等過年度業務の成果をもとに、磯城郡三宅町石見地区の県有地全体の造成計画等の作成を目的とする。 |
| 4 | 業 務 期 間 | 契約日から令和9年3月19日 |
| 5 | 予 定 価 格 | 金 18,403,000円（消費税及び地方消費税(計10%)を含みます。） |
| 6 | 調査基準価格 | 金 14,762,000円（消費税及び地方消費税(計10%)を含みます。） |
| 7 | 入札保証金 | 免除 |
| 8 | 契約保証金 | 納付（ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号。以下「契約規則」という。）第19条第2項第1号及び第2号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、契約規則第19条第1項第1号又は第2号により契約保証金を免除することができる。） |
| 9 | 入 札 方 法 | 郵便による入札 |
| 10 | 入 札 回 数 | 1回 |
| 11 | 落札者の決定方法 | 総合評価落札方式により決定 |
| 12 | 前 払 金 | 請求可 |
| 13 | 議 会 の 議 決 | 不要 |

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

奈良県建設工事等競争入札参加資格を有する者であって、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、第3に定める入札参加申込書を提出し競争入札参加資格の確認を受け、第4に定める技術提案書（事前）の記載内容が適正であることの確認を受けた者のみが、この業務の入札に参加することができます。

- 1 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、建設コンサルタント「都市計画及び地方計画」部門の資格を有すること。
- 2 奈良県内に本店又は営業所（奈良県に対する競争入札参加資格を有するものに限ります。）を有すること。
- 3 平成28年4月1日以降、公告日までに完了した、公共施設の建設に係る基本計画策定業務の元請実績（国又は地方公共団体が発注したもの）を有していること。
- 4 この業務を行う期間中、管理技術者（1名）、担当技術者（3名まで）及び照査技術者（1名）（以下「配置予定技術者」といいます。）を配置（各技術者の兼任は不可）すること。

管理技術者及び照査技術者は次に掲げる①～④のいずれかの資格を有すること。また、担当技術者の少なくとも1名は次に掲げる①～④のいずれかの資格を有すること。なお、いずれの資格も、選択科目もしくは技術部門が①、②は「都市及び地方計画」、④は「都市計画及び地方計画」であること。

- ①技術士（総合技術監理部門（建設））
- ②技術士（建設部門）

③一級建築士

④シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）

また、配置予定技術者は直接的な雇用関係（代表者可）にある者とし、そのうち管理技術者にあつては「競争入札参加資格確認申請書」の提出の日以前に3か月以上の雇用関係（代表者可）にあること。ただし、照査技術者については、再委託できるものとする。

5 その他入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

第3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札説明書等の交付 ※奈良県地域創造部大和平野中央構想・スタートアップ推進課ホームページにも掲載します。	令和8年7月7日（火） ～ 令和8年8月19日（水） 午後5時まで	交付場所 奈良市登大路町30番地 奈良県庁 本庁舎4階 奈良県地域創造部大和平野中央構想 ・スタートアップ推進課 電話0742-27-8946 (ホームページアドレス) https://www.pref.nara.lg.jp/n033/61647.html
参考資料の閲覧（貸与）	令和8年7月7日（火） ～ 令和8年7月29日（水） 午後5時まで	閲覧（貸与）場所 奈良市登大路町30番地 奈良県庁 本庁舎4階 奈良県地域創造部大和平野中央構想 ・スタートアップ推進課 電話0742-27-8946
入札参加申込書（様式S0）の提出	令和8年7月15日（水） 午後5時まで（期限までに到達したもののみ有効） <u>持参又は書留郵便に限ります。</u>	提出先 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県地域創造部大和平野中央構想 ・スタートアップ推進課
質問の受付	令和8年7月15日（水） 午後5時まで <u>電子メールに限ります。</u>	送付先メールアドレス yamachu@office.pref.nara.lg.jp 奈良県地域創造部大和平野中央構想 ・スタートアップ推進課長あて 電子メール送信時には、奈良県地域創造部大和平野中央構想・スタートアップ推進課あて電話連絡願います。（電話0742-27-8946）
質問に対する回答	令和8年7月21日（火） （予定）	※「奈良県地域創造部大和平野中央構想・スタートアップ推進課ホームページ」に掲載します。 (ホームページアドレス) https://www.pref.nara.lg.jp/n033/61647.html

技術提案書（事前）の提出	令和８年７月２１日（火） ～ 令和８年７月２９日（水） 午後５時まで（期限までに到達したもののみ有効。） <u>晝留郵便に限りです。</u> <u>※封筒の表に＜開札日＞、＜業務名＞及び「技術提案書在中」を朱書きしてください。</u>	提出先 〒６３０－８５０１ 奈良市登大路町３０番地 奈良県地域創造部大和平野中央構想 ・スタートアップ推進課長あて
技術提案書（事前）の適否の通知	令和８年８月１０日（月） （予定）	※入札参加申込書に記載されたメールアドレスへ送付します。
技術提案書（事前）の適否に対する理由の説明請求（欠格とされた者のみ）	令和８年８月１３日（木） 午後５時まで <u>任意の書面持参に限りです。</u>	提出先 奈良市登大路町３０番地 奈良県庁 本庁舎４階 奈良県地域創造部大和平野中央構想 ・スタートアップ推進課
技術提案書（事前）の適否に対する理由の回答	令和８年８月１７日（月） （予定）	※入札参加申込書に記載されたメールアドレスへ送付します。
入札書及び入札金額の内訳書の提出	令和８年８月１０日（月） ～ 令和８年８月１８日（火） 午後５時まで（期限までに到達したもののみ有効。） 書留郵便に限りです。 <u>※二重封筒とし、表封筒に＜開札日＞、＜業務名＞及び「入札書在中」を朱書きするとともに、中封筒に入札書及び業務委託費内訳書を入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をしてください。</u>	※入札書の提出方法については入札説明書７の記載を確認の上、提出してください。 ※入札金額の内訳書は「業務委託費内訳書」様式を使用し、入札説明書１０の記載を確認の上、入札公告第７の４（３）に掲げる方式で作成してください。
開札	令和８年８月１９日（水） 午後２時００分から	開札場所 奈良市登大路町３０番地 奈良県庁 本庁舎１階 入札室
技術提案書（事後）の提出（第５に該当する者のみ）	令和８年８月２４日（月） 午後５時まで <u>持参に限りです。</u>	提出先 奈良市登大路町３０番地 奈良県庁 本庁舎４階 奈良県地域創造部大和平野中央構想 ・スタートアップ推進課
競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料の提出（第６に該当する者のみ）	令和８年８月２４日（月） 午後５時まで <u>持参に限りです。</u>	提出先 奈良市登大路町３０番地 奈良県庁 本庁舎４階 奈良県地域創造部大和平野中央構想

		・スタートアップ推進課
--	--	-------------

※ 上記の期間は、奈良県の休日を定める条例（平成元年３月奈良県条例第３２号）第１条第１項に規定する県の休日（以下「県の休日」といいます。）及び正午から午後１時までを除きます。

なお、奈良県地域創造部大和平野中央構想・スタートアップ推進課への来庁時間は、県の休日を除く月曜日から金曜日までの午前９時から午後５時までとします。

第４ 技術提案書（事前）の内容確認

入札参加者は、第３の「技術提案書（事前）の提出」に定めるとおり技術提案書（事前）及びその添付書類（以下「技術提案書等（事前）」といいます。）を書留郵便により提出し、内容確認を受けなければなりません。

なお、期限までに技術提案書（事前）を提出しない者及び技術提案書等（事前）が適正でない者（未記載及び業務の実施方針等の内容が入札参加者独自の提案でないことを確認した場合を含みます。）若しくは提案を求めている事項が１つでも欠落している者は、この業務の入札に参加することができません。

第５ 技術提案書（事後）の内容確認

- 開札後、落札候補者（評価値が最も高い者）については、第３の「技術提案書（事後）の提出」に定めるとおり技術提案書（事後）及びその添付書類（以下「技術提案書等（事後）」といいます。）を持参により提出し、内容確認を受けなければなりません。
- 技術提案書等（事後）の内容確認後、落札候補者の技術評価点が増減となり、かつ評価値の最も高い者が増減となった場合は、再度、最も評価値の高い者を落札候補者とします。
- 前項の規定に基づく落札候補者は、発注者が指定する日時までに、技術提案書等（事後）を持参により提出し、内容確認を受けなければなりません。

第６ 競争入札参加資格の確認

開札後、落札候補者及び第１の６で示す調査基準価格の１１０分の１００に相当する金額（以下「調査基準比較価格」といいます。）を下回る価格で入札を行った者は、入札説明書の６に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

第７ その他

１ 落札者の決定方法等

総合評価の方法及び落札者の決定基準

この業務の総合評価に関する基準は次のとおりとします。

- （１）入札価格に対する価格評価点は最高６０点とします。価格評価点は、小数第３位を切り捨てし小数第２位まで算出します。

価格評価点＝６０点×（１－入札価格／入札書比較価格（※））とします。

※予定価格の消費税及び地方消費税抜きの金額

- （２）技術提案に対する技術評価点は最高６０点とします。技術評価点は、技術点その１（配置予定技術者・企業の経験及び能力等）と技術点その２（業務の実施方針）の合計とします。技術点その１は、技術提案書（事後）の審査により算出した評価点とします。技術点その２は、技術提案書（事前）の審査により算出した評価点とします。技術点その１及び技術点その２は、小数第３位を切り捨てし小数第２位まで算出します。

技術評価点＝技術点その１＋技術点その２

技術点その１＝３０点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

技術点その２＝３０点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

なお、技術点その１が０点を下回る場合は失格とします。

- （３）価格と価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の上記（１）及び（２）によって得られた価格評価点と技術評価点の合計値（以下「評価値」といいます。）をもって行うこと

とし、算定方法は次のとおりとします。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

(4) 技術提案評価の履行の確保

この業務の受注者は、契約後に技術提案の内容を満たす業務計画書を提出し、必ず履行しなければなりません。

受注者の責により入札時の提案内容が実施されていないと判断された場合は、委託業務等成績評定を10点減点します。

(5) 詳細は、入札説明書によります。

2 入札の無効

第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効又は失格とします。

3 問い合わせ先等

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県地域創造部大和平野中央構想・スタートアップ推進課企画係

電 話 0742-27-8946 (直通)

4 その他

(1) 詳細は、入札説明書によります。

(2) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届出書」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続を行ってください。

(3) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりです。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次の各号のいずれかの方式によらなければならない。

(ア) doc 形式 (MicrosoftWord2021 で読み取りが可能なものに限る。)

(イ) docx 形式 (MicrosoftWord2021 で読み取りが可能なものに限る。)

(ウ) xls 形式 (MicrosoftExcel2021 で読み取りが可能なものに限る。)

(エ) xlsx 形式 (MicrosoftExcel2021 で読み取りが可能なものに限る。)

(オ) pdf 形式 (Adobe Acrobat Reader DC で読み取りが可能なものに限る。)

(カ) jtd 形式 (一太郎 Pro4 で読み取りが可能なものに限る。)

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとみなす。

エ 電子ファイルを提出するにあたり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」という。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。